

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

町田市では、2001年（平成13年）2月に男女が平等で、一人ひとりの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮し、自立して生きる社会をめざし、「男女平等参画都市宣言」を行いました。宣言を踏まえ、2013年（平成25年）3月に策定した「第3次町田市男女平等推進計画」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的に推進してきました。

本市のこれまでの取り組みにより、市民の固定的な性別役割分担意識の改善が図られ、男女平等意識の向上に一定の成果が見られています。一方で、雇用形態の多様化、少子高齢化の進行、未婚・離婚及び単身世帯・ひとり親世帯の増加など、社会環境は刻々と変化を遂げており、的確に対応していく必要があります。

2015年（平成27年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が定められました。これにより、市町村における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めることが努力義務となり、本計画は男女平等推進において重要な役割を果たしていきます。

今後の本市における男女平等参画に関する取り組みを一層充実し、総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- 国際婦人年の最後の年である1985年（昭和60年）7月にナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議（第3回世界女性会議）」が開催され、西暦2000年に向けた行動指針である「ナイロビ将来戦略」が採択されました。
- 1993年（平成5年）12月に国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。
- 1995年（平成7年）9月に北京で「第4回世界女性会議」が開催され、「ナイロビ将来戦略」について各国の進捗状況を把握するとともに、21世紀に向けて真の男女平等を実現するために「女性のエンパワーメント」「女性の人権の尊重」「パートナーシップ」の3つの柱を国際的指針として取り上げた「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。
- 2000年（平成12年）6月にニューヨークで「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」に基づいた各国の取り組みの成果を確認するとともに、さらに強化すべき取り組みを共有し、「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。
- 2005年（平成17年）12月にニューヨークで「第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進が持続可能な開発のために不可欠であることが示されました。
- 2010年（平成22年）3月にニューヨークで「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、国連機能強化におけるジェンダー4機関の統合などの決議が採択されました。その結果、2011年（平成23年）1月に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント等を重点分野として取り組んでいます。
- 2015年（平成27年）3月に「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」の確実な実現に向けて具体的な行動を取ることが表明されました。

(2) 国の動き

- 国では、1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が、互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけました。これに基づいて2000年（平成12年）12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、2005年（平成17年）12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」、2010年（平成22年）12月に「第3次男女共同参画基本計画」と改定が行われ、社会の変化に対応し男女平等の実現に向けた取り組みの推進がなされてきました。
- 2013年（平成25年）7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の一部改正が行われました。これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法を適用することとし、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。
- 2015年（平成27年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。その中では、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定が国や地方公共団体、民間事業主に義務付けられる[※]とともに、地方公共団体に当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定が努力義務とされました。
※労働者が300人以下の民間事業主については努力義務
- 2015年（平成27年）12月に「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、2020年度までの男女共同参画施策について基本的方向や具体的な取り組みがまとめられました。その中では、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」等の4つのめざすべき社会が掲げられました。

(3) 東京都の動き

- 1998年（平成10年）3月に男女平等推進のための東京都行動計画として、「男女が平等に参画するまち東京プラン」が策定されました。また、2000年（平成12年）3月に全国の自治体に先がけて東京都男女平等参画基本条例が制定され、2002年（平成14年）1月に新たな行動計画「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン2002）」が策定されました。その後、2007年（平成19年）3月に「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン2007）」、2012年（平成24年）3月に「男女平等参画のための東京都行動計画（チャンス&サポート東京プラン2012）」が策定され、男女平等に関する取り組みが積極的に推進されています。
- 2006年（平成18年）3月に国の「DV防止法」に基づき、東京都における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、「DV防止法」の改正等に伴い、2009年（平成21年）3月及び2012年（平成24年）3月に同計画の改定が行われました。

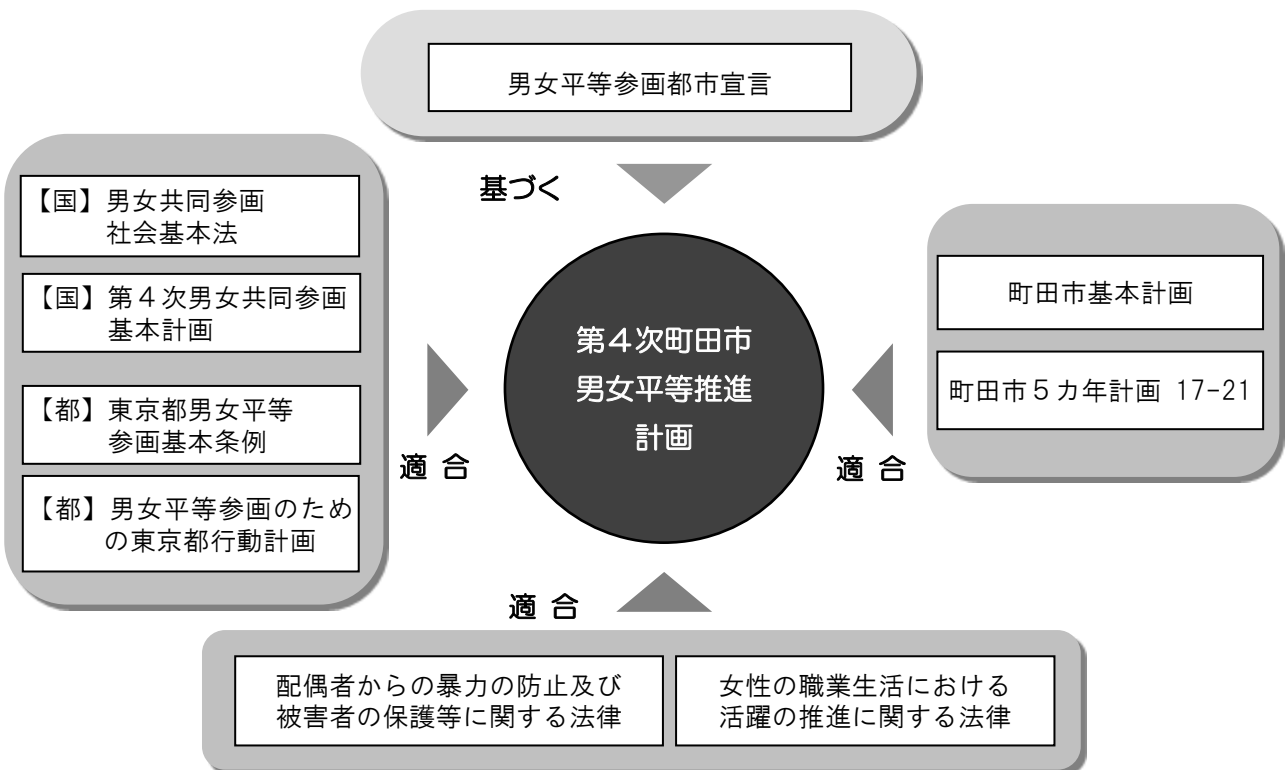
(4) 市の動き

- 本市では、1994年(平成6年)3月に「町田市女性行動計画検討委員会」からの提言を受け、「町田市女性行動計画—まちだ女性プラン(第1次)」を策定しました。この計画は、あらゆる分野における男女平等参画をめざし、市役所の全ての部署において女性の地位向上や男女差別撤廃の視点で従来の業務を見直し、策定したものです。
- その後、市の組織として設置された男女平等推進会議により各種事業の進捗状況を把握するとともに、施策の検討を重ね、1997年(平成9年)3月に「町田市女性行動計画—まちだ女性プラン進捗状況報告書」を発行するとともに、これまでの施策をジェンダーに敏感な視点から見直し、1998年(平成10年)5月に「改訂版 町田市女性行動計画—まちだ女性プラン」を策定しました。さらに2000年(平成12年)3月にその進捗状況報告書を作成しました。
- 1999年(平成11年)12月に市民と行政が女性問題解決のため、ともに活動していく拠点として「男女平等推進センター」を設立し、市民参画によりその機能の充実を図ってきました。
- 2001年(平成13年)2月に「男女平等参画都市宣言」を行い、社会のあらゆる領域で男女の真の平等と真の参画を推進していくことを明らかにしています。
- 町田市男女共同参画懇談会からの「町田市第2次女性行動計画(男女平等推進計画)策定に当たっての基本的な考え方」と題した報告と、「町田市男女平等に関するアンケート調査」から得られた市民の要望、意見を反映し、2002年(平成14年)3月に「町田市男女平等推進計画(第2次)」を策定しました。
- 第2次計画の進捗状況を踏まえ、2012年(平成24年)2月に発足した「第3次町田市男女平等推進計画策定検討委員会」による検討をもとに、2013年(平成25年)3月に「第3次町田市男女平等推進計画」を策定しました。計画の推進にあたっては、毎年度計画の進捗状況を調査し、計画の着実な進行に努めています。

3 計画の位置づけ

本計画は以下のように国や都の関連計画や市の各計画との整合を図り、推進します。

- (1) 本計画は、「町田市女性行動計画—まちだ女性プラン（第1次）」を発展させた「町田市男女平等推進計画（第2次）」、「第3次町田市男女平等推進計画」を基礎に、現状に即した新たな施策を加えて「男女平等参画社会」を実現するための施策推進の指針とするものです。
- (2) 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」「第4次男女共同参画基本計画」及び東京都の「男女平等参画基本条例」「男女平等参画のための東京都行動計画」を踏まえて策定しています。
- (3) 本計画は、「町田市基本計画」「男女平等参画都市宣言」に基づき、関連計画との整合性を図りながら策定しています。
- (4) 本計画は、町田市男女平等参画協議会における意見や、「町田市男女平等に関するアンケート調査」結果、「町田市内企業実態調査」結果など、市民や市内事業者からの意見および調査結果を尊重しています。
- (5) 本計画は、男女平等参画社会の形成に関して本市がめざしている方向性や施策を明らかにすることにより、市内で活動するあらゆる市民・事業者等の理解と協力を得るとともに、さらなる参画を期待するものです。
- (6) 本計画のめざすべき姿Ⅰ基本施策2「男女間のあらゆる暴力の根絶」施策の方向Ⅰ-2-1～2は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に位置づけます。
- (7) 本計画のめざすべき姿Ⅱ基本施策1「雇用や職業等の場における男女平等参画の推進」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍推進計画」（市町村推進計画）に位置づけます。

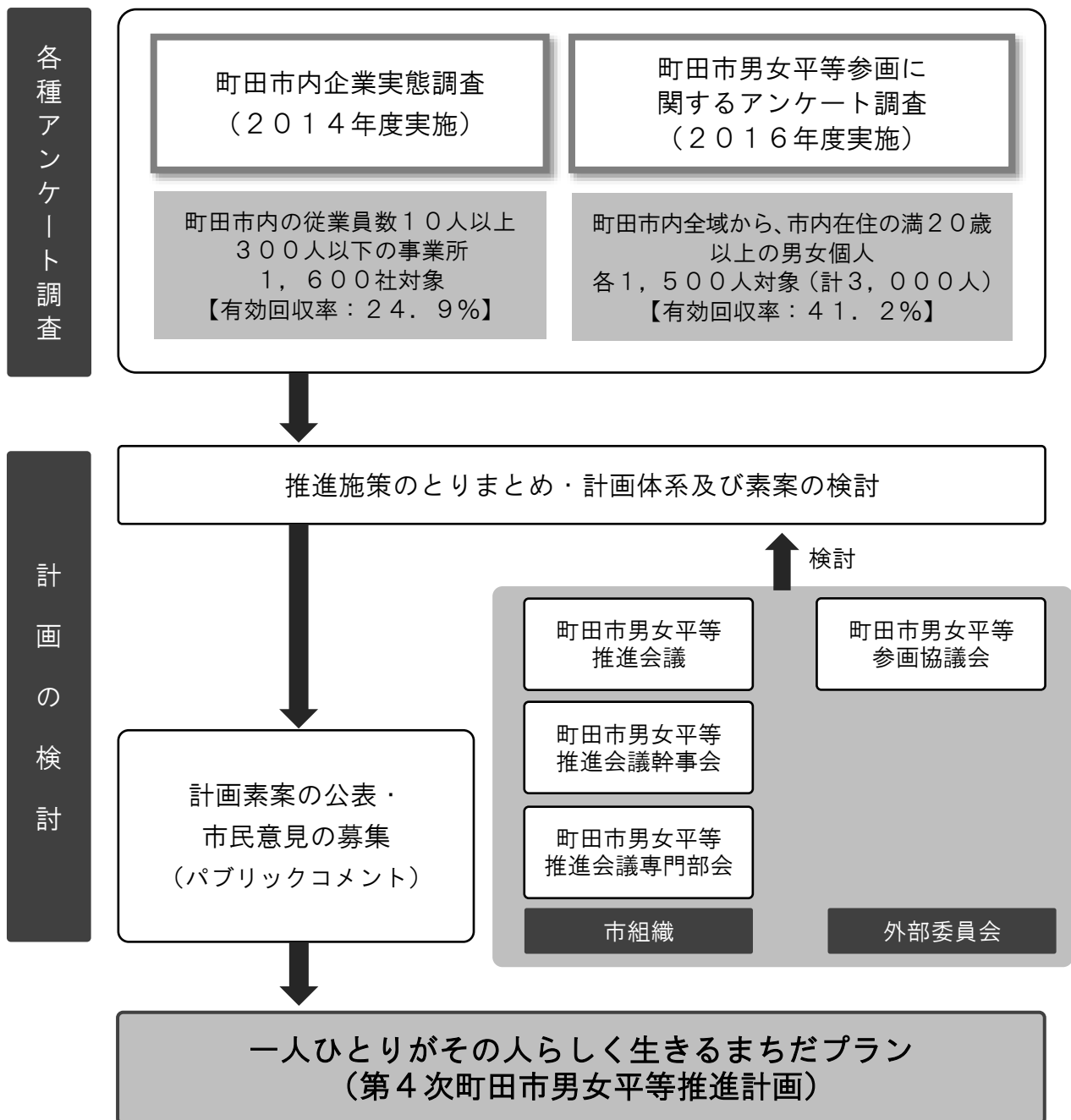


4 計画の期間

本計画の期間は、2017年度から2021年度の5カ年とします。

5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、各種調査及び会議での検討を行い、市民・学識経験者・市役所内関係部署の意見を把握し、反映に努めました。



6 計画の構成

本計画では、男女平等参画社会を実現するために、男女平等参画都市宣言に基づき、基本理念を設定し、基本理念に基づいて2つのめざすべき姿を設定します。さらに、めざすべき姿ごとに、その実現に向けた基本施策を設定し、本市が取り組むべき施策の方向を定め、取り組みを明らかにします。

＜基本理念＞ 本計画のめざしている最終的な目標を示しています。

＜めざすべき姿＞ 基本理念を達成するための、男女平等施策全体の方向です。

＜基本施策＞ めざすべき姿を実現するための基本となる施策を、市の現状と課題を踏まえて設定しています。

＜施策の方向＞ 基本施策を受けて行う事業をまとめたもので、施策の方向性を示しています。

＜取り組み＞ 施策の方向ごとに、市の取り組みを列記しています。